

償却資産申告書の手引き

1. 『償却資産』とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することのできる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもので次のような資産です。

資 産 の 種 類		主な償却資産の例示
構 築 物	構 築 物	路面舗装、庭園、門、塀、看板、緑化施設、その他土地に定着する土木設備など
	建 物 附 属 設 備	据付式冷房設備、受変電設備、借用建物に造作した設備など
機 械 及 び 装 置		太陽光発電設備、錠盤等の工作機械、コンプレッサー等の産業機械、クレーン等の建設機械に該当する大型特殊自動車（0、00～09 及び 000～099 ナンバー）、コンベアの運搬装置など
船	舶	ボート、漁船、釣船、遊覧船、モーターボートなど
航 空 機		飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
車 両 及 び 運 搬 具		フォークリフト、パワーショベル、ブルドーザーなどの大型特殊自動車（9、90～99 及び 900～999 ナンバー）、動力運搬車など（自動車税・軽自動車税の課税対象となるものを除く）
工 具 、 器 具 及 び 備 品		パソコン、陳列ケース、応接セット、事務用機器、測定・検査工具、金型、医療機器、美容・理容機器、自動販売機など

2. 申告の対象となる資産

毎年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産で、次にあげる資産も申告が必要です。

- (1) 遊休、未稼働資産
- (2) 償却済み資産（評価額の最低限度は、取得価格の5%）
- (3) 簿外資産
- (4) 建設仮勘定で経理されている資産
- (5) 職員・社員の福利厚生用の資産
- (6) 他の事業者に事業用の資産として貸し付けている資産（リース資産）
- (7) 中小企業者等の特例制度を適用する取得価格30万円未満の資産（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）
- (8) 取得価格が20万円未満であっても、固定資産帳簿等で個別償却している資産
- (9) 割賦購入資産で完済していない資産
- (10) リース資産であっても契約の内容が割賦販売と同様である資産
- (11) 家屋の所有者以外のものが施工した内装・造作及び建築設備等

町内で太陽光発電を設置された方へ

太陽光発電設備を設置した方で次の課税対象に該当する場合は、償却資産の申告が必要です。
課税対象について

	10kW 以上の太陽光発電設備	10kW 未満の太陽光発電設備
個人 (住宅用)	(課税対象) 売電をするための事業用資産とみなすため、課税対象となります。	(課税対象外) 売電をするための事業用資産とはみなさないため、課税対象外となります。
個人 (事業用) 法人	(課税対象) 発電出力量や、売電の有無に関わらず事業の用に供している資産となるため、課税対象となります。	

償却資産と家屋の区分

償却資産と家屋の区分については次のとおりです。表中の「償却」となっている設備は償却資産として申告していただき、「家屋」となっている設備は家屋として課税させていただきます。

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備						
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	インバーター	パワーコンディ	表示ユニット	電力計等
家屋に一体の建材（屋根材など）として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所（地上や家屋の要件を満たしていない構築物など）に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却	償却

3. 申告の対象とならない資産

次にあげる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- (1) 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- (2) 無形固定資産（ソフトウェア、漁業権、特許権など）
- (3) 繰延資産
- (4) 棚卸資産
- (5) 書画骨董（複製等は除く）
- (6) 生物（鑑賞用、興行用は除く）
- (7) 耐用年数が1年未満又は取得価額10万円未満の資産で税務会計上一時に損金算入されたもの
- (8) 取得価額20万円未満の資産で税務会計上3年で均等に損金算入されたもの
- (9) 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するファイナンス・リース取引に係るリース資産で、取得価格が20万円未満のもの

4. 建築設備（建物附属設備）における家屋と償却資産の区分

建築設備とは、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、消防設備などの家屋と一体となって家屋の効用を高める設備をいいます。固定資産税においては、家屋と償却資産を区分して評価を行いません。家屋として区分されるものに関しては償却資産の申告対象にはなりません。（別表1参照）

(1) 家屋と設備等の所有者が同じ場合

- ①独立した機器としての性格が強いもの
 - ②特定の生産又は業務の用に供されるもの
 - ③取り外しが容易で別の場所に自在に移動できるもの
- については、償却資産として取り扱います。

(2) 家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人（テナント）等が取り付けた内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。

5. 固定資産税の課税標準の特例

地方税法第349条の3及び法附則第15条の規定に該当する資産については、課税標準額の特例が適用されます。

6. 増加償却又は短縮耐用年数の承認があった資産

税務署等に提出した増加償却を行った旨の書類の写し又は沖縄国税事務所長の承認通知書の写しを添付してください。

7. 圧縮記帳について

法人税法上は、一定の場合（例えば資産購入について補助金があった場合）圧縮記帳が認められているのに対し、固定資産上は圧縮額を含めて取得価額としますのでご注意ください。

8. 課税について

(1) 評価額の算出方法

- ①前年中に取得された償却資産（初年度）
評価額＝取得価額×(1－減価率／2)
 - ②前年前に取得された償却資産（取得から2年目以降）
評価額＝前年度の価額×(1－減価率)
- それぞれの評価額の合計額を決定価格とします。

(2) 税額

決定価格（課税標準額）×1.4%

原則として決定価格を課税標準額とし、その額に税率（1.4%）を乗じたものが税額となります。ただし、免税点として課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

9. 調査協力をお願い

申告書受理後、地方税法第353条及び第408条に基づき調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いします。また、調査に伴い申告もれ等の資産があった場合、修正申告をお願いすることがありますので、あらかじめご承知おきください。

10. 申告書記入上の注意

(1) 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

<所有者コード>

償却資産種類別明細書の左上の番号を記入してください。

<3 個人番号又は法人番号>

法人は法人番号を記入してください。個人事業主は個人番号（マイナンバー）を記入してください。

<5 事業開始年月>

法人設立年月を記入してください。

<15 市（区）町村内における事業所等資産の所在地>

西原町内における資産の所在地をすべて記入してください。

<16 借用資産の有無>

借用資産がある場合は貸主の名称を記入してください。

<17 事業所用家屋の所有区分>

自己所有・借家について該当する方を○で囲んでください。

<18 備考>

- ・資産の増減がない場合は、「増減なし」と記入してください。
- ・住所、氏名等に異動があった場合は、「異動事由、異動月日、旧住所、旧氏名」を記入してください。
- ・廃業、解散、町外転出、町内事業所廃止の場合は「その内容」と「年月日」を記入してください。

(2) **種類別明細書（増加資産・全資産用）**

<課税標準額の特例>

分子・分母の順で記入してください。（例：2分の1→102）

<増加事由>

該当する番号を○で囲んでください。

1. 新品取得
2. 中古品取得
3. 移動による受入れ
4. その他

<摘要>

- ・課税標準額の特例の適用がある資産については、その旨の表示と適用条項を記入してください。（例：法第349条の3第1項）
- ・申告もれ資産がある場合は、その旨の表示を記入してください。（例：23年度申告もれ）

(3) **種類別明細書（減少資産用）**

<抹消コード>

別添の償却資産明細書の資産コードを参照してください。

<申告年度>

最初に申告した年度を記入してください。

<減少の事由及び区分>

該当する番号を○で囲んでください。

1. 売却
2. 滅失
3. 移動
4. その他

<摘要>

資産の一部が減少した場合は、次のように記入してください。

（例：取得価格50万円（数量5）のうち20万円（数量2）分減少）

建築設備（建物附属設備）における家屋と償却資産の区分について（別表1）

※家屋と設備等の所有者が同じ場合は以下ようになります。（家屋と設備等の所有者が異なる場合、賃借人（テナント）等が取り付け付けた内装、造作および建築設備等は償却資産として取り扱います。）

設備の種類	償却資産となるもの	家屋に含めるもの
発電設備	自家用発電設備・受変電設備（配線等を含む。）	
動力用配線配管設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外のもの
電灯照明設備	ネオンサイン、灯光器、スポットライト、家屋と分離している屋外照明設備	屋内照明設備 配分電盤
電話設備	電話機、交換機等の装置・器具類	配線
インターホン設備	インターホン器具、マイクロホン、アンプ等の装置・器具類	
電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	
火災報知装置	屋外の装置（配線を含む。）	屋内の装置（配線を含む。）
消火装置	消火栓設備のホース・ノズル・消火器	消火栓設備、スプリンクラー
中央監視制御装置	制御装置（配線含む。）	
避雷設備、換気設備、衛生設備		設備一式
し尿浄化槽設備	右記以外の設備	家屋と一体となっている設備
給湯設備	局所式給湯設備	中央式給湯設備
ガス設備、給排水設備	屋外設備、特定の生産又は業務用設備（配管を含む。）	左記以外の設備
冷暖房装置	ルームエアコンディショナー	家屋と一体となっている設備
厨房設備、洗濯設備	接客の求めに応じる（百貨店、旅館、飲食店、病院等）サービス設備	サービス設備以外の設備
運搬設備	工場用ベルトコンベアー、垂直型連続運搬装置	エレベーター、リフト、エスカレーター設備
簡易間仕切	床から天井まで達しない程度のもの	床から天井まで達する程度のもの
その他の設備	LAN 設備、POS システム、文字看板、袖看板	

（注）一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例によらない場合もあります。

業種別の課税対象償却資産の例示

(別表2)

各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、自動販売機、案内板、ブラインド、LAN 設備等
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、看板、日よけ、レジスター等
飲食店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、看板、日よけ、レジスター、エアコン、室内装飾品等
理容業、美容業	パーマ器、消毒殺菌器、サインポール、理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、看板、給排水設備、ボイラー等
製パン業、製菓業	窯、オープン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
医院、歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CT装置、MRI装置、歯科診療ユニット、ファイバースコープ、各種検査機器等）、ガス（麻酔）設備、各種事務機器、看板、待合室用いす等
駐車場事業	舗装路面、柵、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、受変電装置、駐車場料金精算機等
工場	受変電設備、施盤、ボール盤、プレス機、看板、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
バー、喫茶、軽食	ステレオ、ガスレンジ、自動食器洗浄機、製氷機、エレクトーン等の楽器、ミラーボール、放送設備等
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシーン、両替機、玉貸機、カード発行機、島台、店内放送設備、防犯監視設備、事務機器、受変電設備、内外装等
印刷業	各種印刷機、活字版鋳造機、裁断機等
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー、フォークリフト（軽自動車税の対象となるものを除く）、大型特殊自動車等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー、防火壁等
木工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤等
鉄工業	施盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー等
ホテル、旅館	ルームインジケータ設備、調光設備、放送設備、洗濯設備、厨房設備、カラオケセット、カーテン、テレビ、応接セット、冷蔵庫、看板、ボイラー等
食肉販売業	冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵ケース、肉切機、ミンチ機等
テニスクラブ	テニスコート、フェンス、オートテニス設備、ガット張機、人工芝、照明設備等
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、集玉設備、芝生等
カラオケボックス	カラオケセット、接客用家具、照明設備等
製造業	金属製品製造設備、食品製造設備、施盤、ボール盤、梱包機、受変電設備、工場等の動力幹線設備、機械の給排水設備等
不動産貸付業	受変電設備、中央監視制御装置、門扉・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装および機械設備等

eLTAX（エルタックス）導入のお知らせ

西原町では平成22年12月20日より、地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）による電子申告サービスを開始しています。これにより、従来は紙ベースで行っていた地方税の申告や届出等が自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンから、インターネットを利用して手続きを行うことができます。

eLTAX（エルタックス）とは・・・

eLTAXとは、全国の地方公共団体で組織する「(社) 地方税電子化協議会」が運営を行う、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税の申告・届出等を電子的に行うシステムです。

eLTAXで利用できる手続きは・・・

税目	申告・届出
個人住民税	給与支払報告書及び総括表 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書 特別徴収への切替申請書（普通徴収→特別徴収） 退職所得に係る納入申告書 公的年金等支払報告書
法人住民税	確定・中間・予定・修正申告書 法人（設立・設置）届出書 法人異動届出書
固定資産税 （償却資産）	全資産申告書 増加資産・減少資産申告書 修正申告書

eLTAXのメリット・・・

- ★インターネットで簡単に申告・届出等ができるので、これまでのように郵送や市区町村等の窓口へ出向く必要がありません。
- ★西原町以外の市区町村等への申告をまとめて一度にできます（注意：eLTAXの運営に参加している市区町村等に限ります。）。
- ★eLTAX用の無償ソフト（PCdesk：ピーシーデスク）を利用して、申告書を簡単に作成することができます。また、eLTAXに対応した市販の税務・会計ソフトで作成したデータを利用することもできます（「PCdesk」はeLTAXホームページより無料でダウンロードできます。）。

eLTAXの利用手続き方法及びeLTAXに関する詳しい情報・お問い合わせは

社団法人 地方税電子化協議会

<http://www.eltax.lta.go.jp/>(外部リンク) 電話 0570-081459 (全国一律市内通話料金)